### 共同プレスリリース

2021年7月27日

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の発生に伴って電子メールで協議を実施した、ウナギ類の国際的資源保護・管理に係る第14回非公式協議(以下、「非公式協議」という。)に際し、

日本国水産庁、大韓民国海洋漁業省及びチャイニーズ・タイペイ漁業署(以下、「当事者」という。)は、

中華人民共和国、日本国、大韓民国及びチャイニーズ・タイペイはいずれもアジア太平洋 経済協力(APEC)のエコノミーであることを想起し、

第7回協議において発出された 2014 年の共同声明が、東アジア地域での更なる協力に向けた足がかりとなっていることを認識し、

ウナギ種苗の養殖池への池入れ制限及び持続可能な養鰻同盟(ASEA)の設立を含む、ウナギ類の持続可能な利用に向けた2014年以降の全ての取組みを想起し、

絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約 (CITES) 第 18 回締約国会議 (COP18) の決定 18.197 から 18.202、特に決定 18.198 に留意し、

第74回 CITES 常設委員会 (SC74) 及び第19回締約国会議 (COP19) へ向けて協力することの重要性についての見解を共有し、

当事者は APEC 海洋・漁業作業部会 (OFWG) の枠組みの下で協力する意図を有することに 留意し、

以下の共通の見解について、再確認した。

- (1) 当事者は、ニホンウナギその他の関連するウナギ類の資源の保存管理のための措置に関し、以下の点について協力を行ってきた。
  - -2020-2021 年漁期のシラスウナギの池入れ、養殖生産及び貿易の統計をレビューし、いずれの当事者もニホンウナギの養殖池への池入れ量は、2014 年の共同声明で設定した上限以下であったことに留意した。
  - ウナギ類に関する域内外の状況を情報共有した。
  - -各当事者が 2014 年の共同声明以降にとってきた保存管理のための措置に関し、以下

#### 日本:

シラスウナギの採捕は、都府県による許可発給の対象であり、漁期も限定的である。特定の漁具を用いたウナギ成魚の漁獲には、都府県による許可発給が必要である。漁具制限、捕獲の個別上限の設定、禁漁期といった様々な追加措置が、各都府県特有の状況を考慮し、シラスウナギとウナギ成魚の両方の採捕に導入されている。2015 年 6 月に、内水面漁業の振興に関する法律の下、ウナギ養殖に許可制が導入された。この法律の下、種苗の池入れ量が制限され、個々の養殖業者毎に配分される。2020 年 4 月、国内における種苗の池入れ量が上限に近づいたため、水産庁は各都府県に対し、シラスウナギの採捕を停止するよう指導を行った。2006 年以降、河川が本来有する生息・育成・繁殖環境の保全と再生を意味し、河川管理の基本的な考え方となっている「多自然川づくり」の考え方に基づき、良好な河川環境の創出及び保存を目的とした継続的な取組が行われている。

全国内水面漁場管理委員会連合会及び全国内水面漁業協同組合連合会が、全都道府県にお いて準備ができ次第速やかに産卵に向かう下りウナギの保存管理措置を導入するとの決議 を 2018 年に採択したことを踏まえ、下りウナギの採捕禁止措置を導入済みの都道府県数が 増加している。2019 年、水産庁はニホンウナギ資源評価の将来的な実現に向けた研究プロ ジェクトを開始するとともに、シラスウナギの採捕から養殖池への池入れまでのニホンウナ ギのトレーサビリティを改善するためのプロジェクトを開始した。2020年3月、日本は国 際海洋調査評議会(ICES)及びロンドン動物学会(ZSL)のウナギ専門家を招聘し、中国、 韓国及びチャイニーズ・タイペイの出席の下で科学者会合の開催を予定していたが、新型コ ロナウイルス感染症の影響により中止となった。2020年12月の漁業法改正に伴い、日本国 政府は、密漁を防止すべく、罰則を大幅に強化し、違反者に多大な不利益を与えることにし た。2023年12月以降、漁業許可なしでシラスウナギを漁獲した際の刑罰は3年以下の懲役 または3000万円以下の罰金となる。2021年2月1日、日本は、国際的な協力の下でウナギ 類の持続的利用を促進するため、シラスウナギの輸出承認に関する規則を改正した。本規則 のもと、輸出承認を行う前に、水産庁は、日本が参加する全ての国際協定及び取決めを順守 していることを含め、ウナギ類の保全及び管理の点からシラスウナギの輸出の適否を確認す ることとなった。また、本規則に基づき、2021年2月1日から、輸出承認期間は「5月1日 から11月30日」から「通年」に変更された。

## 大韓民国:

2017 年 1 月、ウナギ資源の管理のため、期間禁漁及び漁獲物の大きさの制限が政府により導入され、同年 7 月に施行された。ウナギ漁業は 10 月 1 日から翌年の 3 月 31 日まで禁止される。また、体長 15cm~45cm のウナギの採捕が通年で禁止される。韓国はまた、ウナギ養殖業に関する行政システムを、"報告制"から"許可制"に変更した。本変更の法的背景となる関係法令は、2019 年 8 月 27 日に制定され、2020 年 8 月 28 日に施行された。

2018 年、ウナギにとって好適な生息環境を提供するため、自然遡上を阻害又は遮断する河口や海岸域の人工岸壁等の人工構造物の一部において魚道を整備した。それ以来、それらの魚道は有効に使用されている。韓国は、中長期的に、魚道の範囲を 40 の河川流域に拡大する計画である。韓国は、2021 年も、当該調査や取組を継続するとともに、引き続き可能なウナギ資源の保存管理のオプションを追究していく予定である。また、ニホンウナギ資源を保全及び保護するべく、中長期計画には、全国規模のウナギ資源評価を実施するために関連制度の改善及び専門の調査機関の指定も含まれている。

### チャイニーズ・タイペイ:

ウナギの生息地を保護するため、伝統的なシラスウナギの主要採捕地域である宜蘭県(ぎらんけん)では、クロコとウナギ成魚の漁業を禁止した。これは、他地域の35の河川において、クロコとウナギ成魚の漁獲が既に禁止されていることに追加されたものである。シラスウナギ漁業に関しては、伝統的な漁期は10月~4月であるが、11月~2月の間のみ許可される。シラスウナギ漁船に対する許可制度も導入されている。

輸出管理については、11月~3月の間のシラスウナギの輸出は禁止されている。

ウナギ養殖活動の管理に関しては、2014年11月以来、ウナギ養殖活動の保存管理を強化するための規制が改正され、公布されている。現在の規制に従い、漁業署は養殖業者が池入れするシラスウナギの量を毎年レビューし、発表するほか、各養殖業者は許可制度と個別の池入れ制限による監督と管理を受ける。ニホンウナギのシラスウナギ池入れ量上限は10トン、その他の関連するウナギ類の上限も10トンと規定されている。

資源増殖のために、ニホンウナギ及びその他の関連するウナギ類を天然水域に放流している。

- (2) 当事者は、以下の点について最大限の努力をすることを再確認した。
  - ーニホンウナギ及びその他関連するウナギ類の保存管理措置をさらに強化し、また、本件 につき、より緊密に協力して取り組むこと
  - ーニホンウナギに係る科学調査について促進し、また共同して取り組むこと
  - ウナギ類の保存管理措置に関する科学的な助言を提供するとともに、科学的知見や経験の共有するため、第1回科学者会合を2021年後半に開催し、それ以後、定期的に科学者会合を開催すること
  - 天然水域から採捕し養殖池に入れるニホンウナギのシラスウナギ及び稚ウナギの池入れ量を、2021-2022 年池入れシーズンは 2013-2014 年池入れシーズンの 80%までに制限すること
- ーその他関連するウナギ類の種苗の池入れ量を、2014 年の共同声明の水準から増やさないようにするための可能なあらゆる措置をとること
- -CITES-COP18 の結果を踏まえ、個別に又は共同して、域内外取引におけるトレーサビリティと透明性の改善に継続して努めること
- 一他の国際的な機関と緊密に協力すること

- あり得る法的拘束力のある枠組みの設立について検討すること
- -第74回 CITES 常設委員会及び COP19 に向けてさらに協力すること
- 上記措置に沿って行われる民間団体の自主的な取組みを奨励すること
- 中国が本非公式協議の場に復帰し、上記関連活動の実施について他のメンバーと積極的 に協力することを要請するため、あらゆる努力を行うこと

# 添付:

- -シラスウナギの漁獲・池入れ及びウナギの各ステージの貿易についての統計
- ウナギの保存管理措置総括表